

# 堤根処理センター維持管理情報

令和4年9月

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	0.00
	2号炉	可燃性混合廃棄物	5,399.12

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ<sup>※1</sup>に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和4年9月1日 ~ 令和4年9月30日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果 <sup>※2</sup>	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	炉出口	—	800°C以上
	2号炉	炉出口	899	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (°C)	1号炉	集じん器入口	—	おおむね 200°C以下
	2号炉	集じん器入口	197	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (ppm)	1号炉	集じん器入口	—	100ppm以下
	2号炉	集じん器入口	7	

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	—
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	—

## 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果が得られた年月日	
	1号炉	—	—	
	2号炉	—	—	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
硫黄酸化物濃度 (ppm) 【硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)】	1号炉	—	—	【13.58m <sup>3</sup> N/h】
	2号炉	—	—	
ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 1 2%換算)	1号炉	—	—	0.08g/m <sup>3</sup> N
	2号炉	—	—	
塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N) (O <sub>2</sub> 1 2%換算)	1号炉	—	—	550mg/m <sup>3</sup> N
	2号炉	—	—	
窒素酸化物濃度 (ppm) (O <sub>2</sub> 1 2%換算)	1号炉	—	—	250ppm
	2号炉	—	—	
煙突から排出される排ガス中の <sup>※3</sup> ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果が得られた年月日	
	1号炉	—	—	
	2号炉	—	—	
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値
	1号炉	—	—	1.0ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
	2号炉	—	—	

### 特記事項

記入欄の「—」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- ※2 測定の結果については、月の平均値とする。
- ※3 年1回以上の測定とする。